

消 防 特 第 1 3 6 号
平成18年10月6日

関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長

石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所
における異常現象の通報の徹底について

石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所については、異常現象が発生した場合、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、直ちにその旨を消防署または市町村長の指定する場所に通報することとなっていますが、最近、別紙のとおりコスモ石油株式会社の各事業所において、異常現象の通報を怠った事例が判明しました。

異常現象の通報は、災害の拡大の防止を図る上で最も重要な応急措置であること等から、法制定当初より特定事業所に義務づけられているものであり、さらに、平成16年法改正において、特定事業者に対して防災業務の実施状況について市町村長等への定期報告が義務づけられ、異常現象の通報の実施状況についても、その中で毎年報告することが定められたところです。

貴道府県にあつては、法第23条第2項に定める通報体制について、改めて確認するとともに、併せて貴道府県内関係市町村にも、特定事業者から通報体制の総点検についての相談があった際は、必要な指導を行うなど特段の配慮を行う旨通知願います。

なお、関係業界団体に対しても、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

<連絡先>

消防庁特殊災害室

担当 吉住、金子

TEL 03-5253-7528

FAX 03-5253-7538

異常現象の通報を怠った事例

事業所所在地	事業所名	異常現象通報に至らなかった概要		
		発生施設	種別	件数
千葉県市原市	千葉製油所	製造所	漏えい	3件
三重県四日市市	四日市製油所	製造所	漏えい	3件
大阪府堺市	堺製油所	製造所	漏えい	1件
		移送取扱所	漏えい	2件
香川県坂出市	坂出製油所	製造所	漏えい	1件
		屋外タンク貯蔵所	漏えい	1件
		移送取扱所	漏えい	2件

消防特第136号
平成18年10月6日

石油連盟会長
石油化学工業会会長
日本鉄鋼連盟会長
電気事業連合会会長
独立行政法人石油
天然ガス・金属鉱物資源機構理事長

殿

消防庁特殊災害室長

石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所
における異常現象の通報の徹底について

石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所については、異常現象が発生した場合、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、直ちにその旨を消防署または市町村長の指定する場所に通報することとなっていますが、最近、別紙のとおりコスモ石油株式会社の各事業所において、異常現象の通報を怠った事例が判明しました。

異常現象の通報は、災害の拡大の防止を図る上で最も重要な応急措置であること等から、法制定当初より特定事業所に義務づけられているものであり、さらに、平成16年法改正において、特定事業者に対して防災業務の実施状況について市町村長等への定期報告が義務づけられ、異常現象の通報の実施状況についても、その中で毎年報告することが定められたところです。こうした法の趣旨をふまえて、各団体におかれましては下記の点を徹底していただくよう加盟各社に対して周知をお願いします。

記

- 1 各特定事業者にあつては、法の趣旨を十分に理解した上で、異常現象の通報を適切に行うこと
- 2 異常現象の通報を確実にできるよう、必要に応じて消防機関とも相談の上、防災規程に定めている防災教育を実施するとともに、異常現象の通報体制の総点検を行うこと
- 3 防災管理者及び副防災管理者に対し、防災業務に関する教育を適切に行うこと

<連絡先>

消防庁特殊災害室

担当 吉住、金子

TEL 03-5253-7528

FAX 03-5253-7538